

重要事項説明書

(医療、訪問看護・介護予防訪問看護)

医療法人社団紫苑会
訪問看護ステーションふじ

重要事項説明書

あなたに対する指定訪問看護の提供開始にあたり、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業所の名称	医療法人社団 紫苑会
主たる事業所の所在地	静岡県富士市天間 1640-1
電話番号	0545-30-6991
代表者職	理事長
代表者氏名	田中 博

2. 事業所概要

事業所の名称	訪問看護ステーションふじ
事業所の所在地	静岡県富士市天間 1640-1
介護保険事業所番号	2 2 6 2 3 9 0 1 0 3
通常の事業実施地域	富士市、富士宮市

3. 事業の運営方針

住み慣れた地域で、その人らしく安心して療養生活が送れるよう、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた上で、適切な看護サービスをさせていただきます。

4. 本事業所の職員体制

職種	員数	常勤	非常勤
管理者	1	1	
看護師	2.5 名以上		
療法士	1 名以上		

5. サービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 : 30～午後 5 : 30 (ただし通常の訪問看護を行う時間は午前 9:00～午後 5:00)
休日	土・日、祝日 年末年始 (12/29～1/3)

6. 利用料

○利用者は、訪問看護ステーションふじ料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○(介護保険)当事業所の指定訪問看護提供(介護保険適用分)に際し、あなたが負担する利用料金は、原則として介護保険負担割合証の負担額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。

○利用料金の支払い方法

料金の支払い方法については月毎の精算とし、原則として銀行の口座振替とさせていただきます。毎月 7 日までに、前月分ご利用いただいたサービスの料金の請求をしますので、末日までにお支払いください。その際、指定の口座より自動引落としさせていただきます。(原則として毎月 27 日)

(介護保険)あなたの被保険者証に支払い方法の変更の記載(あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)がある時は、費用の全額を支払っていただきます。この場合当事業者でサービスの提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市の窓口を提供して差額の払い戻しを受けてください。

※キャンセル料

訪問看護、リハビリの利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	不要です。
訪問までにご連絡のない場合	利用料自己負担分

※ただし、ご利用者様、ご家族様の緊急やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は請求いたしません。

7. サービスの利用変更・終了

(1) サービスの変更

(介護保険)サービスの変更を希望するときは、担当の介護支援専門員にサービス計画の変更を申し出ていただくか、担当看護師・リハビリスタッフより、介護支援専門員に連絡します。

(2) サービスの終了

1) あなたの都合でサービスを終了する場合。

サービスの終了を希望する日の 30 日前までに文書又は口頭で申し出てください。

2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合。

人員の不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の 30 日前までに、文書によりあなたに通知します。

3) サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえる・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

3) 自動終了

次の場合は、サービスが自動的に終了になります。

- ・ (介護保険)あなたの要介護度が非該当になったとき。
- ・ あなたが入院、入所されたとき。
- ・ あなたが亡くなったとき。

4) その他

・ 当事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が閉鎖した場合には、あなたは文書又は口頭で通告することにより直ちにこの契約を終了することができます。

・ あなたがサービスの利用料を 3 ヶ月以上滞納し、支払いの催促を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当事業者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書又は口頭であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

8. サービス利用にあたっての留意事項

当事業者があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

病状の観察
清潔の援助
褥瘡の予防・処置
リハビリテーション☆1
ターミナルケア
療養生活や介護方法の指導
カテーテル等の管理
その他医師の指示による医療処置

☆1 リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士におけるリハビリテーションは看護業務の一環となるため、定期的に月 1 回以上看護師による体調確認が必要となります。また、他ステーション看護師の定期的支援がある場合は、半年に 1 回程度の訪問を予定しています。

○サービスの提供は懇切又は丁寧に行い、サービスの提供方法等について、あなたにわかりやすいように説明します。

○訪問看護を行う、主治医の文書（訪問看護指示書）に従います。

9. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業所等に連絡をします。

ご家族	氏名	続柄
	連絡先(昼)	
	連絡先(夜)	

主治医	医療機関名
	医師名
	電話番号
居宅支援事業所	担当者
	電話番号

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

あなたの避難先	
---------	--

12. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者様およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第 3 者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了した後も継続します。

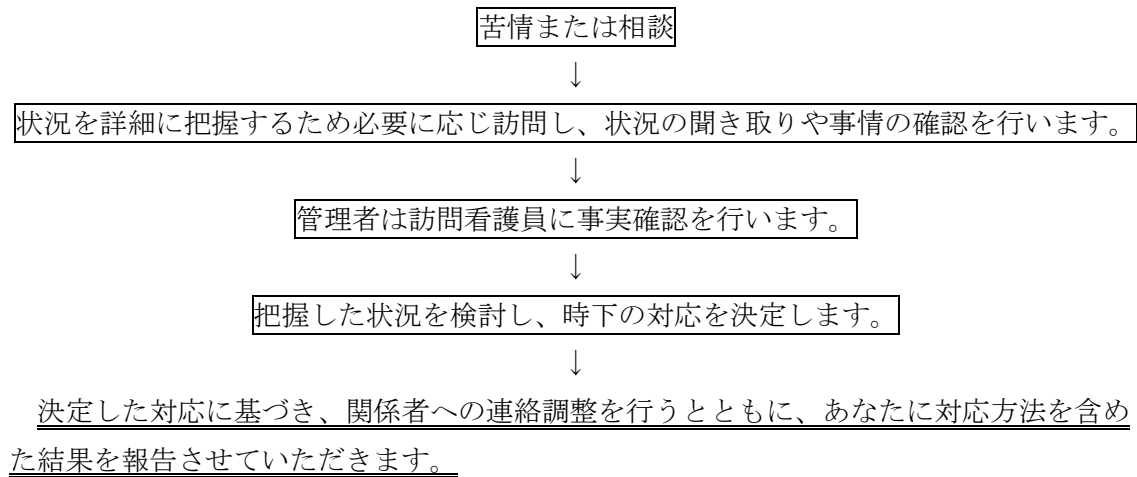
13. 高齢者への不適切な対応防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) (介護保険)居宅サービス計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。

14. 苦情処理

あなたは、当事業者の指定訪問看護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。あなたは、当事業者に苦情を申立てたことにより、なんら差別待遇を受けません。また当事業所では苦情に対し事実確認、対応方法を所定用紙へ記録し関係者へ早期調整連絡を行い、関係者への改善確認、結果を記録し再発防止へ役立てます。



苦情相談窓口 担 当 訪問看護ステーションふじ 坪井 理恵子

電話番号 0545-30-6991

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口にも苦情を申立てることができます。

富士市 福祉総務課 0545-55-2863

富士宮市 高齢介護支援課 0544-22-1141

国民健康保険団体連合会窓口 054-253-5590

15. 虐待防止に関する事項について

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のために以下の対策を講じるものとします。
 - ① 虐待防止に関して適切に実施する担当者を配置します。
 - ② 虐待の防止に関する指針の整備をします。
 - ③ 虐待の防止のための委員会を定期的に設けます。
 - ④ その他、虐待防止のために必要な措置や対応を行います。

16. ハラスメント防止に関する事項について

- (1) 事業者は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント、その他ハラスメントの防止に努めます。
 - ① 職員が安心して業務を行えるよう、相談・報告体制を整備し、必要な対応を行います。
 - ② ハラスメント行為防止のための研修を定期的実施します。
 - ③ 社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及びサービス従業者の通常の業務に支障が出ていると判断した場合、サービスの中断や契約を解約する場合があります。

17. 業務継続計画に関する事項について

- (1) 事業者は、感染症又は非常災害の発生時においても、利用者に対する訪問看護の提供を継続できるよう、次の措置を講ずるものとします。
 - ①業務継続計画を策定し、職員に対して業務継続計画の周知をします。
 - ②業務継続計画の研修と訓練を定期的実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

18. 感染症の予防及びまん延の防止に関する事項について

- (1) 事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため次の措置を講じるものとします。
 - ①感染症の発生及びまん延を防止するための指針と必要な体制を整備します。
 - ②感染症の発生又はまん延を防止するための研修と訓練を定期的の実施します。
 - ③感染症が発生した場合には、関係機関等と連携し、適切な対応を行います。

年 月 日

指定訪問看護の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県富士市天間 1640-1

医療法人社団 紫苑会

名 称 訪問看護ステーションふじ

説明者 ⑩

この説明により、指定訪問看護に関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名 ⑩

(代理人) 住 所

氏 名 ⑩